

奈良県告示第百三十六号

奈良県流域下水道条例（昭和四十八年十二月奈良県条例第十五号）第五条第一号の知事が定める数値を次のとおり定める。

平成二十四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 排水管の内径 百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル）

二 排水渠きよの断面積 五千平方ミリメートル